＜山武市木造住宅耐震改修工事補助金交付手続きのフロー＞

申請者（木造住宅所有者）が提出する書類

市（都市整備課が発行する書類）

（1）申請書に必要書類を添付して、都市整備課へ申請してください。

補助金交付申請書

〈添付書類〉
・住民票の写し
・木造住宅に係る登記事項証明書又は所有者が確認できる書類
・木造住宅に係る建築確認通知書の写し又は建築年が確認できる書類
・耐震診断の結果報告書及び耐震改修工事後の耐震診断結果（見込み）報告書の写し
・市税の納付状況を確認できる書類
・補助対象経費に係る見積書の写し
・設計図書（補強内容及び補強位置が確認できるもの）
・設計、工事監理者の資格要件等の写し
・住宅の案内図

（2）要綱に適合していれば交付決定通知書により通知いたします。

補助金交付決定通知書

※契約及び工事は補助金交付の可否の決定までお待ちください。交付決定通知前に契約や工事を実施した場合には、補助金を受けられませんので、ご注意ください。

（3）耐震改修工事の契約及び工事を実施してください。
工事着手時には、着手届を提出してください。

耐震改修工事着手届

（4）筋交い・金物補強等の工事終了予定の1週間前までに申請し、
市都市整備課と検査日の調整を行います。
日程調整後、市職員による検査を行います。

耐震改修工事検査申請書

〈添付書類〉
・検査までの工事写真

（5）工事完了後、必要書類を添付のうえ、市都市整備課へ報告してください。

補助事業実績報告書

〈添付書類〉
・工事を行った部位ごとの着手前、施工中、完了後の状況写真
・耐震改修工事設計、施工工事、工事監理に係る契約書の写し及び領収書の写し
・耐震改修工事の竣工図等

※工事完了日から起算し30日以内に報告してください。

（6）補助金の額を決定し、補助金確定通知書により通知いたします。

補助金確定通知書

（7）請求書を都市整備課へ提出してください。

補助金交付請求書

（7）申請された口座に補助金を交付いたします。

補助金交付（振込）